改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法 第70条の４第８項 / 第70条の６第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、

□　イ．同条 第10項 / 第12項 （１号・３号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日		昭和 / 平成　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及び その状況にあることを知った日	賃借権等解除・停年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）　上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７９－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

猶予整理簿	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法 第70条の４第８項 / 第70条の６第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、

□　イ．同条 第10項 / 第12項 （１号・３号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日		昭和 / 平成　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及び その状況にあることを知った日	賃借権等解除・停年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）　上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７９－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

整理簿

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

届出者　住所〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第17項／第70条の6第21項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第18項／第70条の6第22項の規定により届け出ます。

1 贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日		
2 贈与者／被相続人の住所・氏名	住所		氏名	
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項				
(1) 承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日		
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日　※		平成　年　月　日		
※　(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。				
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項				
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所		名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸付期限	平成　年　月　日		
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。				

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(　　)㎡	有・無
2				(　　)㎡	有・無
3				(　　)㎡	有・無
4				(　　)㎡	有・無
5				(　　)㎡	有・無
6				(　　)㎡	有・無
7				(　　)㎡	有・無
8				(　　)㎡	有・無
9				(　　)㎡	有・無
10				(　　)㎡	有・無
			合計	(　　)㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類 …… （別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－82－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

整理簿

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

届出者　住所〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第17項／第70条の6第21項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第18項／第70条の6第22項の規定により届け出ます。

1 贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日		
2 贈与者／被相続人の住所・氏名	住所		氏名	
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項				
(1) 承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日		
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日　※		平成　年　月　日		
※　(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。				
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項				
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所		名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸付期限	平成　年　月　日		
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名			
	使用目的			
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。				

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(　　)㎡	有・無
2				(　　)㎡	有・無
3				(　　)㎡	有・無
4				(　　)㎡	有・無
5				(　　)㎡	有・無
6				(　　)㎡	有・無
7				(　　)㎡	有・無
8				(　　)㎡	有・無
9				(　　)㎡	有・無
10				(　　)㎡	有・無
			合計	(　　)㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類 …… （別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－82－A4統一）

改　正　後

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

整理簿

税務署受付印

平成___年___月___日

_____税務署長 殿

〒
届出者 住所_____

氏名_____印
(電話番号　　－　　)

租税特別措置法 第70条の4第17項 第70条の6第21項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第40項 第40条の7第45項 の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住所	氏名

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	当初の貸付期限	平成　年　月　日	
	延長後の貸付期限	平成　年　月　日	
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成_____年_____月_____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
1			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
2			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
3			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
4			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
5			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
6			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
7			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
8			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
9			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
10			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
		合計	(　　)㎡ ㎡		(　　)㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第29項 第23条の8第24項 に規定する契約書等の写し ……　(別紙のとおり)

関与税理士	印	電話番号	

(資12－86－A4統一)

改　正　前

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

整理簿

平成___年___月___日

_____税務署長 殿

〒
届出者 住所_____

氏名_____印
(電話番号　　－　　)

租税特別措置法 第70条の4第17項 第70条の6第21項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第40項 第40条の7第45項 の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住所	氏名

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	当初の貸付期限	平成　年　月　日	
	延長後の貸付期限	平成　年　月　日	
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成_____年_____月_____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等

番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
1			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
2			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
3			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
4			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
5			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
6			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
7			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
8			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
9			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
10			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
		合計	(　　)㎡ ㎡		(　　)㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第29項 第23条の8第24項 に規定する契約書等の写し ……　(別紙のとおり)

関与税理士	印	電話番号	

(資12－86－A4統一)

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る 地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

税務署受付印

平成___年___月___日

_____税務署長　殿

〒
届出者　住所_____

氏名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法　第70条の４第17項 第70条の６第21項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について　貸付期限の到来 地上権等の解約　により平成_____年_____月_____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令　第40条の６第38項 第40条の７第43項　の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日		
2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住　所	氏　名	
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項			
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住　所	名　称	
(2)	貸付期間　貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸付期限	平成　年　月　日		
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
		使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等						(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日（予定日）	自己等の農業の用に供した（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　　)㎡ ㎡	有・無	年月日	㎡	
2				(　　)㎡ ㎡	有・無			
3				(　　)㎡ ㎡	有・無			
4				(　　)㎡ ㎡	有・無			
5				(　　)㎡ ㎡	有・無			
6				(　　)㎡ ㎡	有・無			
7				(　　)㎡ ㎡	有・無			
8				(　　)㎡ ㎡	有・無			
9				(　　)㎡ ㎡	有・無			
10				(　　)㎡ ㎡	有・無			
			合　計	(　　)㎡ ㎡			㎡	

(3)　(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－85－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る 地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

平成___年___月___日

_____税務署長　殿

〒
届出者　住所_____

氏名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法　第70条の４第17項 第70条の６第21項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について　貸付期限の到来 地上権等の解約　により平成_____年_____月_____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令　第40条の６第38項 第40条の７第43項　の規定により届け出ます。

1	贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日		
2	贈与者 被相続人 の住所・氏名	住　所	氏　名	
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項			
(1)	貸付先（事業施行者）の名称等	住　所	名　称	
(2)	貸付期間　貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸付期限	平成　年　月　日		
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
		使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等						(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日（予定日）	自己等の農業の用に供した（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　　)㎡ ㎡	有・無	年月日	㎡	
2				(　　)㎡ ㎡	有・無			
3				(　　)㎡ ㎡	有・無			
4				(　　)㎡ ㎡	有・無			
5				(　　)㎡ ㎡	有・無			
6				(　　)㎡ ㎡	有・無			
7				(　　)㎡ ㎡	有・無			
8				(　　)㎡ ㎡	有・無			
9				(　　)㎡ ㎡	有・無			
10				(　　)㎡ ㎡	有・無			
			合　計	(　　)㎡ ㎡			㎡	

(3)　(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－85－A4統一）

改　正　後

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

平成____年____月____日

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の４第33項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の６第59項の規定により

届け出ます。

届出者

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

記

○ 昭和 平成 _____年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額_____円

関与税理士		電話番号	

（資１２－２６－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

平成____年____月____日

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の４第33項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の６第59項の規定により

届け出ます。

届出者

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

記

○ 昭和 平成 _____年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額_____円

関与税理士		電話番号	

（資１２－２６－１－Ａ４統一）

改　正　後

相続税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署
受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿したので、租税特別措置法第70条の６第38項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７第59項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

届出者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

記

○ 平成＿＿＿＿年分 相続税

○ 免除を受ける相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

○ 相続税の一部免除の場合

1　特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第38項第３号）

(納税猶予分の相続税額)　(贈与分の農業投資価格超過額)　（免除額）

＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）　（100円未満は切り捨てて下さい。）

2　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第38項第４号）

(納税猶予分の相続税額)　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額）　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等について既に措置法第70条の６第７項又は第８項の規定により確定した相続税額）

（＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円） － ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）

（免除額）

＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（100円未満は切り捨てて下さい。）

関与税理士		電話番号	

（資１２－２６－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

相続税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿したので、租税特別措置法第70条の６第38項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７第59項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

届出者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

記

○ 平成＿＿＿＿年分 相続税

○ 免除を受ける相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

○ 相続税の一部免除の場合

1　特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第38項第３号）

(納税猶予分の相続税額)　(贈与分の農業投資価格超過額)　（免除額）

＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）　（100円未満は切り捨てて下さい。）

2　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第38項第４号）

(納税猶予分の相続税額)　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額）　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等について既に措置法第70条の６第７項又は第８項の規定により確定した相続税額）

（＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円） － ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）

（免除額）

＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（100円未満は切り捨てて下さい。）

関与税理士		電話番号	

（資１２－２６－２－Ａ４統一）

改　正　後

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

延長整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4 第1 項（昭和50年改正前）の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和　　年　　月　　日			
農地等の贈与をした者	住所		氏名	（　年　月　日生）

(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の特例を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡をしたために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を受けている贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）1　この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3 年間に農地等の異動があった場合には、その明細書などを添付する必要があります。

2　この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（一般的には3 月15日）の翌日から、毎3 年を経過するごとの日（一般的には毎3 年目の3 月15日）までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－３１－Ａ４統一）

改　正　前

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

延長整理簿	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4 第1 項（昭和50年改正前）の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和　　年　　月　　日			
農地等の贈与をした者	住所		氏名	（　年　月　日生）

(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の特例を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡をしたために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を受けている贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）1　この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3 年間に農地等の異動があった場合には、その明細書などを添付する必要があります。

2　この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（一般的には3 月15日）の翌日から、毎3 年を経過するごとの日（一般的には毎3 年目の3 月15日）までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－３１－Ａ４統一）

改　正　後

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

農地等の受贈者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届出者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

農地等の受贈者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日死亡

免除を受ける贈与税の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

その他参考事項

関与税理士	印	電話番号	

（資12－32－A4統一）

改　正　前

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

農地等の受贈者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届出者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

農地等の受贈者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日死亡

免除を受ける贈与税の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

その他参考事項

関与税理士	印	電話番号	

（資12－32－A4統一）

改　正　後	改　正　前
	（新規）

（通知用）

非上場株式等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与 相続(遺贈) により取得した非上場株式等の 贈与税 相続税 について、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ 納税の猶予が認められない金額（イ－ロ）
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納税猶予税額			円
C 申告期限までに納付すべき税額（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

（12②－5－2－A4統一）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 **使用目的** 　この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	（新規）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の贈与税/相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 （通知用） ＿＿＿第＿＿＿＿号 平成＿＿年＿＿月＿＿日 〒 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ＿＿＿＿＿税務署長 あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿殿から贈与/相続（遺贈）により取得した非上場株式等の贈与税/相続税について、租税特別措置法第70条の７第１項/第70条の７の２第１項/第70条の７の４第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税/相続税の額＿＿＿＿＿＿＿円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 ○納税の猶予が認められない理由 （12②－7－2－Ａ４統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の 贈与税 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書 **使用目的** この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。	（新規）

改　正　後	改　正　前
（通知用） ＿＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号 〒　　平成＿＿年＿＿月＿＿日 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ＿＿＿＿＿税務署長 **非上場株式等の 贈与税／相続税 の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書** あなたが＿＿＿＿＿＿殿から 贈与／相続（遺贈） により取得した非上場株式等の 贈与税／相続税 については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。 つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を平成＿＿年＿＿月＿＿日までに提供してください。 なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。 **※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿＿税務署長です。** （12②－9－2－Ａ４統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の 贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 **使用目的** この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	（新規）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 第10項 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の	贈与を受けた相続(遺贈)があった	年月日	平成　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名		

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定(贈与・相続)承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
6　基準日が経営(贈与・相続)承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し
7　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
8　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5の書類も併せて提出してください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－13－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 第10項 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の	贈与を受けた相続(遺贈)があった	年月日	平成　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名		

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までに終了する事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定(贈与・相続)承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
6　基準日が経営(贈与・相続)承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し
7　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
8　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4の書類も併せて提出してください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－13－A4統一）

改　正　後

（裏）

《 届出をする必要のある方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方

イ　経営贈与承継期間(注1)の場合　　第一種贈与基準日(注2)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種贈与基準日(注3)の翌日から３か月を経過する日

(注1)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は贈与者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注2)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注3)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方

イ　経営承継期間(注4)の場合　　第一種基準日(注5)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種基準日(注6)の翌日から３か月を経過する日

(注4)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継相続人等(被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社(円滑化法第２条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社で一定のものをいいます。)の非上場株式等の取得をした個人をいいます。)の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注5)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注6)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

3　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間(注7)の場合　　第一種相続基準日(注8)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種相続基準日(注9)の翌日から３か月を経過する日

(注7)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合における相続の開始の日からこの５年を経過する日又は受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注8)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して、１年を経過するごとの日をいいます。
(注9)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

4　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

5　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

改　正　前

（裏）

《 届出をする必要のある方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方

イ　経営贈与承継期間(注1)の場合　　第一種贈与基準日(注2)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種贈与基準日(注3)の翌日から３か月を経過する日

(注1)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は贈与者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注2)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注3)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方

イ　経営承継期間(注4)の場合　　第一種基準日(注5)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種基準日(注6)の翌日から３か月を経過する日

(注4)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継相続人等(被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社(円滑化法第２条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社で一定のものをいいます。)の非上場株式等の取得をした個人をいいます。)の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注5)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注6)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

3　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間(注7)の場合　　第一種相続基準日(注8)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種相続基準日(注9)の翌日から３か月を経過する日

(注7)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合における相続の開始の日からこの５年を経過する日又は受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注8)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して、１年を経過するごとの日をいいます。
(注9)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
イ　合併又は株式交換等がその効果を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

改　正　後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力 ※	確　認 ※

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項（旧第33項）／第40条の８の２第40項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注１）	A	Aの直前の事業年度	Aの２期前の事業年度
	円	円	円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第23項（旧第21項）又は同法第40条の８の２第29項（旧第28項）に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。　左記に該当する場合には□内にレ印を付してください → □

※　今回の基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円
②　直前の事業年度末における準備金の額			円
③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円
④　直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注２)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑤　剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）(注３)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥　上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦　上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧　特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨　特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩　基準日における常時使用従業員の数			人

（資12②－14－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改　正　前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力 ※	確　認 ※

租税特別措置法施行令 第40条の８第33項／第40条の８の２第40項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

当該届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額	A	円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第21項又は同法第40条の８の２第28項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。　左記に該当する場合には□内にレ印を付してください → □

※　今回の基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円
②　直前の事業年度末における準備金の額			円
③　直前の事業年度末における資産の帳簿価額の総額			円
④　直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注1)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金	g 円	p 円
⑤　剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）(注2)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥　上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦　上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧　特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨　特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩　基準日における常時使用従業員の数			人

（資12②－14－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改　正　後	改　正　前
（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。 3　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。 4　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 5　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 6　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項（旧第9項）に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 7　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。 （注1）　経営（贈与・相続）承継期間の場合は、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。 （注2）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 （注3）　会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。	（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。 3　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。 4　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 5　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 6　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 7　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。 （注1）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表上に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 （注2）　租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

改　正　後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項（旧第33項） 第40条の８の２第40項 の規定による経営（贈与・相続）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年　月　日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－15－Ａ４統一）

改　正　前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第33項 第40条の８の２第40項 の規定による経営（贈与・相続）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間において期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年　月　日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－15－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「期限の到来した事由」中 イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 3　「事由が生じた年月日」とは、 イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。 ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。 4　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。	（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「期限の到来した事由」中 イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 3　「事由が生じた年月日」とは、 イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。 ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。